

第 10 章 総括

- 1 監査対象である「岡山市の債権の管理に係る事務の執行」に関する監査結果は、指摘の総数が 176 個，意見の総数が 78 個である。
- 2 この監査結果を受けた総括としては，平成 28 年 4 月 1 日に施行された債権管理条例及び同施行規則を含む関係法令等に基づく債権管理事務の執行は，債権管理に対する職員の意識改善も含めて，改善に努めなければならない点が多い，ということに尽きる。なお，各指摘・意見の内容については，指摘・意見を受けた監査対象部署以外の部署にも共通して課題となり得るものも多く含まれていると考えるので，指摘・意見を受けた監査対象部署以外の部署も参考にして適正な債権管理事務の執行に努めていただきたい。
- 3 監査結果を受けて，今後の岡山市における債権管理事務の執行体制について 2 点を提言したい。
 - (1) 市税及び保険料等を除く強制徴収債権（下水道使用料，児童養護施設等措置費負担金等）について，滞納処分が可能な体制を全庁的に検討されたい。

現在，市税の滞納処分については収納課が所管し，また，保険料等については料金課が所管し，専門的かつ集中的に滞納処分に取り組んでいるが，市税及び保険料等を除く強制徴収債権の滞納処分については賦課元課が所管し，滞納処分に取り組むことになっている。そのため，既に指摘したとおり，市税及び保険料等を除く強制徴収債権については，滞納処分が実施されていない等の改善すべき問題があった。現状の事務分掌のまま，市税及び保険料等を除く強制徴収債権について滞納処分が可能な体制を速やかに整えることは，法的知識を含めたスキル不足及びマンパワー不足に照らして，現実的には期待し難いと言わざるを得ない。そこで，収納課及び料金課との役割分担の検証を含めて，市税及び保険料等を除く強制徴収債権について，滞納処分が可能な体制を全庁的に検討すべきである。
 - (2) 非強制徴収債権について，訴訟手続等の法的措置を強化するための体制を全庁的に検討されたい。

現状の事務分掌のまま，非強制徴収債権について，訴訟手続等の法的措置が可能な体制を速やかに整えることは，法的知識を含

めたスキル不足及びマンパワー不足に照らして、現実的には期待し難いと言わざるを得ない。そこで、非強制徴収債権の訴訟手続等の法的措置について、専門家（弁護士等）に外部委託する、債権対策室に専門家（弁護士等）を任期付職員として任用し各部署における法的措置の取組みを支援する、非強制徴収債権全般の法的措置を担当する部署として住宅課の法的措置係のような部署を組織する等を全庁的に検討すべきである。

- 4 「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法 240 条，地方自治法施行令 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば，客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず，原則として，地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」（最高裁平成 12 年（行ヒ）第 246 号同 16 年 4 月 23 日第二小法廷判決・民集 58 卷 4 号 892 頁，最高裁平成 20 年（行ヒ）第 97 号同 21 年 4 月 28 日第三小法廷判決・民集 230 号 609 頁参照）ので，岡山市の債権管理事務の執行を担当する職員が，引き続き，自治法，自治令，債権管理条例及び同施行規則を含む関係法令等に基づいて適正な債権管理事務の執行に努められることを期待したい。
- 5 最後に，監査手続中に県内で平成 30 年 7 月豪雨災害が発生した。被災者支援の対応を求められる中で，監査手続に真摯にご協力いただいた職員の皆さまには大変感謝いたします。